

● 申請・問い合わせ先
 町内主たる事業所または住所を有する事業者が行う、雇用創出等進出の経費に対して補助します。
 ※申請様式等の詳細については、町ホームページをご覧ください。
 ※本事業は、予算がなくなり次第終了となります。

◆申請・問い合わせ先
 町内主たる事業所または住所を有する事業者が行う、雇用創出等進出の経費に対して補助します。
 ※申請様式等の詳細については、町ホームページをご覧ください。
 ※本事業は、予算がなくなり次第終了となります。

地域雇用創出事業

町内に主たる事業所または住所を有する事業者が行う、雇用創出等進出の経費に対して補助します。
 ※申請様式等の詳細については、町ホームページをご覧ください。
 ※本事業は、予算がなくなり次第終了となります。

新規雇用奨励事業

人材の確保を図るため、新たに社員を雇用した事業者に対して支援します。

●対象

町内事業者が、当該年度に町内に住所を有する新卒者および離職者の正規社員を雇用する場合は、定年に達する前5年以上の者または非正規社員として、1年を超え雇用契約をし、採用した場合

●補助額

正規社員の新卒者、転入者および35歳未満の離職者1人に対し月額3万円、35歳以上の離職者1人に対し月額2万円、非正規社員1

人に対し月額1万円とする。採用月から1人12か月を限度とする。

店舗等新築・増改築事業

事業所の新築および増改築を行うことにより、売り上げの増加や作業の効率化が図られ、新たな雇用が見込まれる事業者に対して支援します。(空き店舗等の活用を含む)

●対象

店舗、事務所、作業場および外構等の事業の用に供する建物等の新築および増改築に要する経費

●補助率および補助額

①新築および空き店舗等を活用
 対象事業費の50%を補助し、1事業者50万円を限度とする。
 ②既存の建物の増改築
 対象事業費の15%を補助し、1事業者30万円を上限とする。

※対象事業費は50万円以上とする。また、町外からの集客を見込める観光事業の場合は、対象事業費の30%を補助し、1事業所200万円を限度とする。

機械設備投資事業

新規の設備投資や既存設備の更新により、新たな雇用が見込まれる事業者に対して支援します

●対象

機械設備の新設および既存設備と同等以上の設備投資に要する経費

費

●補助率および補助額

対象事業費の15%を補助し、1事業者50万円を限度とする。
 ※対象事業費は30万円以上とする。また、工具器具等の場合、単価10万円以上で事業費合計が30万円以上のものとする。

新規進出・起業・異業種参入支援事業

新たに町内へ進出する企業、町内で新規に起業する者および異業種部門へ参入し、新たな法人を設立または新たな事業を開始することにより雇用の拡大が見込まれる既存事業者に対して支援します。

●対象

新たに町内で事業所を開設するため、または異業種参入のために必要な設備工事、機械器具および備品の購入に要する経費

●補助率および補助額

対象事業費の30%を補助し、1事業者200万円を限度とする。
 ※対象事業費は50万円以上とする。機械器具、備品の場合は単価3万円以上で事業費合計が50万円以上のものとする。

工場誘致等奨励事業

町内に工場を新設または増設し、新たに社員を雇用した事業者に対して支援します。

●対象

三種町工場誘致等奨励条例第4条各号のいずれかに該当する事業者が、町内に住所を有する新卒者、転入者および離職者の正規社員、または非正規社員として雇用契約をして採用した場合

また、右記事業者が、工場の新設または増設に伴い、町内に2千㎡を超える用地を取得する場合

●補助率および補助額

正規社員の新卒者、転入者および35歳未満の離職者1人に対し年額36万円、35歳以上の離職者1人に対し年額24万円、非正規社員1人に対し年額12万円とする。ただし、採用月から1人3年を限度とする。

用地取得費の3分の1を補助し、1事業者3千万円を限度とする。

◆申請・問い合わせ先

町内主たる事業所または住所を有する事業者が行う、雇用創出等進出の経費に対して補助します。
 ※申請様式等の詳細については、町ホームページをご覧ください。
 ※本事業は、予算がなくなり次第終了となります。

資格取得支援補助金

仕事や就職に役立つ資格または免許の取得に要する経費を補助します。

●対象資格

国家資格・国家検定等
 ※普通自動車免許、普通自動二輪